

草井小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

本校の教育信条である「成道」に基づき、これを平易にした「きらきら」「のびのび」「すくすく」をキーワードに児童の健全育成に取り組んできた。

いじめは、どの児童にもどの学校でも起こり得る問題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、安全にさまざまな活動に取り組むことができるようにしなければならない。「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」という立場からも、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。そして、どの子も加害者・被害者になる可能性があり、また、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童一人一人が十分に理解できるようにしなければならない。

学校においては、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していかなければならない。そして「人権教育5つの柱：①人権の意義と理解 ②自己肯定感 ③他者受容 ④貢献感 ⑤コミュニケーション能力」を基本として、人権に関する知識・理解を深め、人権感覚を育成することで、良好な人間関係づくりに取り組む。それを通して知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、広い視野に立って、心豊かでたくましい「草の井っ子」の育成を目指す。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して、いじめを克服することを目指す。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、対象児童担任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当等で構成し、必要に応じて、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) いじめの定義

「いじめ」については、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第2条において、以下のように定められている。本校においても、法の定義を踏まえていじめの問題を捉えるものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ア 個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

イ いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

ウ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や通学団、部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒の何らかの人間関係がある状態を指す。

エ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられる、物を隠される、衣服を脱がされる、いやなことを無理矢理させられることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

オ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図る。

（2）「いじめ防止・いじめ問題対策組織（いじめ・不登校対策委員会）」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、その結果を基に学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図ったり、毎月の職員会議の最初に「子どもをよく知る会」を開いたりして、教職員の共通理解を図る。
- ・ 「生活アンケート」「Q-Uアンケート」や「相談週間」の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・ いじめが発生した場合は、緊急にその事例について共通理解を図る。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、「こうそんじゅ」や「学校ホームページ」等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制（「いじめ・不登校対策委員会」）を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（1）いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い学び合うことで、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、互いに認め合い学び合うことで、自己肯定感・他者受容・コミュニケーション能力を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 人権週間における啓発活動として、人権の課題に対する授業に取り組んだり、人権教育の知的理解をより深める体験活動として、社会福祉協議会の協力を得て、3～5年生を対象にして福祉実践教室を開催したりする。
- オ 情報モラル教育を推進し、インターネット上の誤った情報をめぐる問題を深め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知らせ、情報の収集・発信における個人の責任や必要なマナーやルールを学び、児童が情報機器を安心して活用できるようにする。また、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ いのちの誕生、人の一生、自分の身体を守ることコミュニケーションの方法等、“生きる”という視点からいのちを幅広く捉えた「いのちの学習」を推進し、自分を大切に作る心や他を思いやる心を育てる。
- キ 温かい人間関係を築くために「生活アンケート」「Q-Uアンケート」の結果を分析し、活用する。
- ク 対人関係を円滑に運ぶための知識とそれに裏打ちされた具体的な技術や技

能を身に付ける「ソーシャルスキルトレーニング」に取り組むことにより、コミュニケーション能力の向上を図る。

ケ 学級ごとに、児童が互いによいところを見つけて本人に伝える「よいところみつけ」に取り組み、自己肯定感・他者受容・貢献感の育成を図る。

コ 構成的エンカウターのエクササイズの実践を通して、児童が安心して自己開示できる人間関係づくりのためのコミュニケーション能力を育む。

サ 児童一人一人が学級に所属しているという実感を味わい、学級の一員として問題を解決して互いを認め合う「学級会」に取り組み、他者受容・コミュニケーション能力を育む。

シ 異学年交流活動の充実

学級の枠を超えた活動をすることにより、貢献感や他者受容を育む。

・ペア活動（低～高学年児童の1対1ペア）「落ち葉ひろい集会」

・異学年交流活動 「通学班集会」「クラブ活動」

ス 男女混合名簿の活用をはじめ、多種多様な生き方を認める環境づくりに努め、人権意識を高める。

（2）いじめの早期発見の取組

ア 「生活アンケート」（年3回）、それを基にして行う「相談週間」（年3回）、「Q-Uアンケート」（年2回）を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ 「あん心コール」や少年センターなど外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

エ 日記等を活用して、児童の思いや悩みの把握に努める。

オ 児童が適宜、悩みや心配事を相談できるように「心の相談室」（心の教室相談員）を活用する。

カ 直接相談できない児童のために、「心の相談箱」を設け、手紙による相談を受け付ける。（相談箱管理者：心の教室相談員）

（3）いじめに対する措置

ア いじめを発見したり、通報を受けたりしたら、早急に教頭・校長に報告をする。教頭は、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。また、全職員でその事例について共通理解をし、市教委へ連絡する。

- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導を行う。
- エ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、警察署、児童相談所等の関係機関との連携の下で対応に取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ 被害児童及び加害児童について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。【P.6】
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 児童・保護者から申立てがあった場合は、学校及び教育委員会は重大事態が発生したものとして調査・報告にあたる。

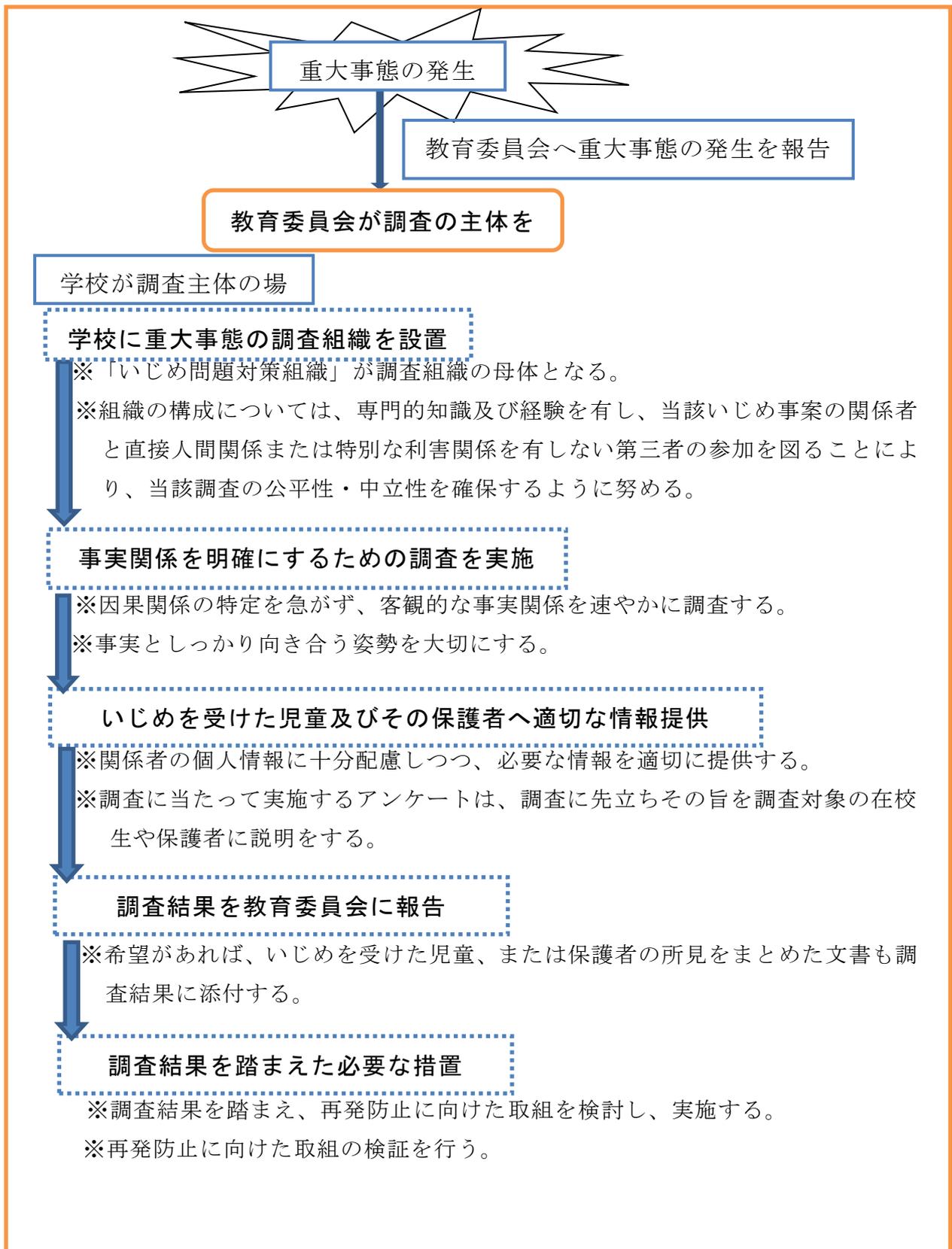
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル (P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N) で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 人権啓発に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中のいじめ防止のため、事前指導を行う。また、事後指導も行い、休業中の問題把握に努める。
- (3) いじめやトラブルが発生した場合には、事態の状況報告だけでなく、対応策や指導法等の情報を全職員で共有し、日々の教育活動に生かす。

【重大事態の対応フロー図】



<草井小学校 取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○子どもをよく知る会	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○家庭訪問	
5月		○子どもをよく知る会		○Q-Uアンケート ○体育発表会 ○学校公開 ○ふれあい鑑賞会	
6月		○子どもをよく知る会 ○現職教育研修会(Q-U分析)		○生活アンケート ○教育相談	
7月		○子どもをよく知る会		○通学班集会	○保護者会 ○学校評価アンケート
8月		○中間評価→新たな取組			
9月		○子どもをよく知る会	○情報モラル(各学年) ○保健学習(各学年)	○身体計測	
10月		○子どもをよく知る会	○情報モラル(各学年) ○保健学習(各学年)		○学校公開
11月		○子どもをよく知る会	○学習発表会 ○保健学習(各学年)	○Q-Uアンケート ○生活アンケート ○教育相談	○草の井っ子発表会
12月		○現職教育研修会(Q-U分析) ○中間評価→新たな取組 ○子どもをよく知る会	○情報モラル(各学年) ○赤い羽根募金活動 ○人権週間 ○福祉実践教室(3・4・5年)	○通学班集会	○保護者会
1月		○子どもをよく知る会	○なわとび週間 ○情報モラル(各学年) ○保健学習(各学年)	○身体計測	○学校評価アンケート
2月		○子どもをよく知る会	○保健学習(各学年)	○通学班集会 ○生活アンケート ○教育相談	○学校公開
3月		○子どもをよく知る会 ○「基本方針」の見直し	○保健学習(各学年) ○6年生を送る会		○卒業式
通年	○校内のいじめに関する情報収集 ○対応策の検討 ○子どもをよく知る会	○朝礼における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○学び合い授業の充実	○健康観察の実施 ○相談員、スクールカウンセラーによる相談 ○スクールソーシャルワーカーとの連携	○あいさつ運動	

※ いじめが発生した場合は、全職員で共通理解を図りながら、対応していく。